

- 1 総合科学技術会議の位置付け及び機能

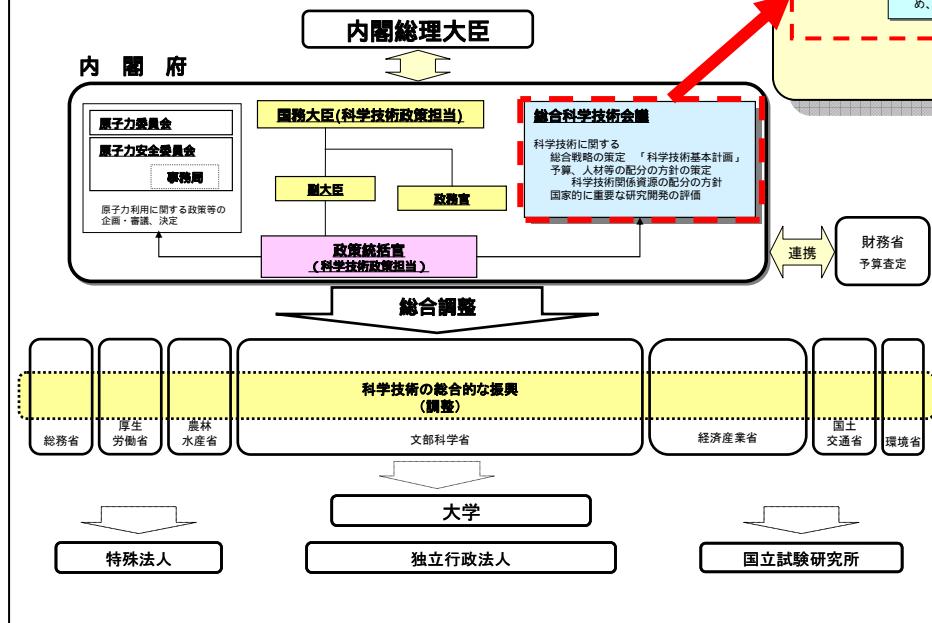
- ◆ 総合科学技術会議は、内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とし、平成13年1月、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置。

1. 最近の科学技術行政の動きと体制

1995年(平成7年)	科学技術基本法の制定 → 科学技術会議の設置
1996年～2000年	第1期科学技術基本計画
2001年(平成13年)	中央省庁再編成 → 内閣府とともに「 総合科学技術会議 」発足
2001年～2005年	第2期科学技術基本計画

〈内閣府と総合科学技術会議の位置づけ〉

- ・平成13年1月の中央省庁再編では内閣機能の強化が大きな柱の一つ。これに対応して、内閣総理大臣を長とする機関として「内閣府」を内閣に設置。
 - ・内閣官房の総合戦略機能を助け、行政を分担管理する各省より一段高い立場から企画立案・総合調整等の機能を担うとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務を担当。
 - ・経済財政諮問会議、**総合科学技術会議**、中央防災会議、男女共同参画会議の4つの重要政策に関する専門議が設置。



2. 「総合科学技術会議」の機能・任務等



機能

- ・ 総理のリーダーシップの下、**科学技術政策推進の司令塔**
 - ・ 各省間の縦割りを排し、先見性と機動性を持った運営
 - ・ 世界に開かれた視点、人文社会科学と融合した「知恵の場」
 - ・ **科学技術の両面性に配慮**、科学技術に関する倫理の確立

任務

- ① 内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

 - ア. 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策
 - イ. 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、
　　その他の科学技術の振興に関する重要事項

② 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行う。

③ ①のア、及びイに關し、必要な場合には、諮問を待たず内閣総理大臣等に対し意見を述べる。

特徵

- 戦略性・適時性**：国家的・社会的課題に適時適切に対応するため科学技術に関する総合戦略を立案

総合性：人文・社会科学も含み、倫理問題等の社会や人間との関係を重視

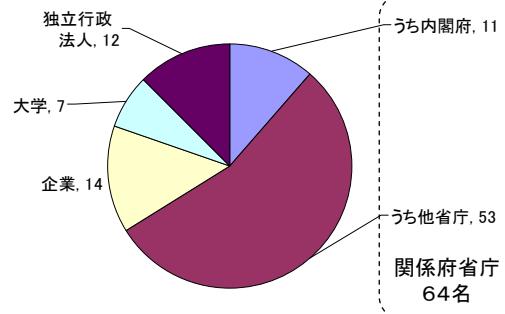
自発性：内閣総理大臣等の諮問に応じ答申するのみならず、自ら意見呈申

3. 総合科学技術会議の事務体制

＜事務局の体制・規模＞

- ・政策統括官(科学技術政策担当)は、科学技術政策担当大臣の下で、科学技術政策に関する内閣の行政各部に対する統括機能を補佐する事務等とともに、総合科学技術会議等の事務局を務める。
 - ・総合科学技術会議の事務局としては、政策統括官の下に審議官3名を含め、行政組織の内外から幅広く人材を登用し、約100名からなる体制を整備。
 - ・総合科学技術会議運営経費等事務局で執行する予算について、平成17年度予算においては約5.4億円を計上(対前年度比2.3%増)。

＜事務局の構成＞



- 2 総合科学技術会議の主要な活動

- ◆ 科学技術に関する限られた資源(人材、予算)の効率的・効果的な使用を可能とするため、①戦略的重點化、②科学技術システム改革、③研究開発の評価、の3つの面から活動を実施。これまでに、4件の答申、48件の決定・意見具申、26件の決定事項等をとりまとめ。

【 総合科学技術会議の主要な活動 】

